

雲南市立大東小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「雲南市立大東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」の定義（いじめ防止推進法 第2条）と本校の考え

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかに見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

この定義を踏まえ、本校では個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

◎学校教育目標

「ふるさとを愛し、豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成」

◎生徒指導のテーマ

「児童一人一人の人格を尊重し、児童理解に努め、社会の一員として個性の尊重を図る。」

- 自己決定する子どもを育てる。
- 自己理解し、自己受容する子どもを育てる。
- よりよい人間関係を築く子どもを育てる。

※ 学校教育目標、生徒指導のテーマのもと、職員会議等で周知し、全教職員で下記のことを取り組む。

（1）教職員の心がけ

①支え合う集団づくりを行う。

- ・心を込めた言葉と接し方を心がける。（誉め言葉、誉め方）

- ・児童会活動や学級活動において、児童の考えを大切に、一人一人に活躍の場を保障する。また、それを振り返り、お互いが共有し認め合う時間を持つ。
- ・歌をしっかりと歌う。(教室・集会・音楽の時間・行事で心を開いて歌えるように)
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持てるように、さまざまな活動の中で指導する。

②わかる授業、楽しい授業を行う。

- ・学習ルールの徹底や始まり終わりの時間を守り、安心して学習が行える環境づくりを行う。
- ・基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・児童が自己実現を図れるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。

③心の教育の推進を図る。

- ・道徳の時間や学級指導を通して、思いやりの心を育み、自他共に認め合えるような心情を育てる。
- ・保健学習や性に関する指導、飼育栽培活動などを通して、自他の生命を大切にする心情を育てる。

④配慮を要する児童を中心に児童理解する。

- ・配慮を要する児童の特性や児童の言動の背景を捉え、学校生活への適応を図る。
- ・児童理解、教育相談、各種対策委員会、ケース会議の充実を図る。
- ・特別支援学級への理解教育を、全校体制で進める。

⑤児童とふれあう時間、遊ぶ時間を大切にする。

- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・日々の会話を大切に、児童との信頼関係を深める。
- ・なかよし班活動の効果的な活用をする。

⑥教職員間の連携、学校体制の構築。

- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・生徒指導委員会（にこにこ委員会）を設け不登校・いじめ・問題行動等に対応する。
- ・特別支援教育部による、特別支援教育の充実を図る。

⑦保護者・地域との連携。

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便りや学級便り・生徒指導便り等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・放課後児童クラブやスポーツ少年団などとの連携の体制を整備していく。

⑧情報モラルの育成

- ・インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止のために、情報モラルの向上を図る。

(2) 日常生活の向上をめざして

「ふるまい向上」運動の推進の一環としての生活目標を設定し、生活指導の充実を図る。月ごとの生活目標を提示し、全校一斉に指導する。また、学級で振り返りを行い、全校で共有する場をもったり、家庭との連携を図ったりする。

①あいさつ・返事・・・元気よく、気持ちよく（友達同士、地域の方、来校者、職員）

※学級での指導の継続、根気強く教員から声をかける。

※登下校、朝の健康観察、集会・授業での返事、表彰時の返事一場を捉えて意識して指導する。

※職員室への入り方を指導する。

※場に応じた言葉遣いをする。敬語の指導も行う。

②くつそろえ・・・下駄箱とトイレスリッパを意識して

※自分の足元からはじめ、意識を広げるようにする。

※次の人が気持ちよく使える意識をもたせる。

③清掃活動の徹底

※それぞれの場所に応じた掃除の方法を計画し指導する。トイレ掃除担当の指導日を作る。

※ぴかぴか週間を生かし、めあてに向かって取り組ませる。

3 早期発見のために

(1) 教職員の心がけ

① 一人一人を大切にするという姿勢で児童と接し、信頼関係を構築する

早期発見、早期対応のためにも、児童が何か訴えてきたら、どんな些細なことでも「真剣に聞く、うなずきながら聞く」といった受け止め側の真摯な姿勢を示す。また日常の児童観察を愛情と愛着をもって行う。

② アンケートに基づく児童把握

生活にかかわるアンケート調査の中に、いじめ発見にかかわる項目を入れ、それを活用した定期的な教育相談(学期1回)を行う。また、アンケートQ-Uを活用し、学級や児童の様子を把握するとともに、配慮を要する児童に対する対応を決めて指導に当たる。

③情報の共有化

職員会で子どもを語る会を実施し、児童の様子を話し合ったり、生活等の変化について情報を共有したりする。児童に問題となる言動が見られる場合(呼び方、持ち物、遊び方、落書き、物隠し、物品の破損等)は、児童の心が不安定になっている証拠として教職員全員に注意喚起を図る。

(2) 相談窓口の設置

①担任以外の窓口

入学式後の教職員紹介の際、担任以外に管理職、養護教諭、生徒指導主任、通級指導担当教諭が相談窓口であることを保護者・児童に紹介し、困った時にはすぐ相談するよう喚起する。

また、電話相談等の紹介ちらしやポスターについても、適宜周知する。

②スクールカウンセラーの活用

学級便り等で、スクールカウンセラーの来校日を周知し、職員室前には相談ポストを設置し、困ったことがあればいつでも相談できる体制を作る。相談ポストについては、放送等を利用し利用の仕方を呼びかける。

4 いじめ事象への対応方法

(1) 発見から対応へ(※管理職、生徒指導主任に必ず連絡する。)

①被害者の保護

いじめを受けた本人はもとより、その保護者についても十分に配慮をする。

つまり、いじめが発覚した場合、いじめを受けた児童の保護を第一に考え、事実確認を行う。

○いじめを受けた児童にも責任があるという考え方には立たない。

○いじめから守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するようにする。

○状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りなどを行う中で安全を確保する。

○被害者の保護とともに、いじめを知らせた児童についても心身の安全を確保する。

*いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「この事態を心配している人から報告があった」で統一する。いじめ加害者やその保護者の中には「誰がそんなこと言った」

と言う場合があるので、教員側の対応を統一しておく。

②指導の手順

事情を聞く場合は、複数でを基本に。

i 事情を聞く。

- いつ、どこで、だれが、なにを、どんな気持ちで、などいじめに関わる客観的事実を具体的に把握する。
- 一人ずつ、別室で。(被害児童、加害児童、周辺の児童)
- 複数から事情を聞く必要がある場合は、教員が手分けをして、一人ずつ別室で。
 - *加害児童が複数に及ぶ場合、聞き出した事実を対応した教員同士でつき合わせ矛盾点がないか確認する。矛盾点がある場合は、再度聞き取りを行い、矛盾点がなくなるまで繰り返す。
- 緊急を要する場合以外は、児童の学習権の保障への配慮を忘れない。
- 必要に応じて、アンケートを実施するなど、客観的な事実を積み重ねる。

ii 指導をする。

- 担任任せにならないように、学年や管理職で配慮しながら。
- 担任が指導しにくいケースもあるので、誰が指導するかは事前に話し合う。
 - いじめがあったことが確認された場合のいじめた児童への指導
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、加害児童のこれまでのがんばりや長所にふれ、同じ過ちをしない健全な成長を目指すように促す。
 - ・いじめ再発防止のための取り組みや考え方を話す中で、明るい展望を感じることができるようにする。
 - ・保護者に対し、分かっている事実を学校から伝えることを話し、自分でも伝えられるかの確認を行う。(児童の様子によっては、学校に来てもらう)

iii 家庭連絡

- いじめを受けた側の家庭には、いじめの事実と指導の手順について家庭訪問等により連絡をする。
 - 聞き取った事実関係や以下の内容を伝える。
 - ・いじめから守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するようにすること。
 - ・状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りなどを行う中で安全を確保すること。
 - ・児童にとって信頼できる人(友人、教職員、家族、地域の人等)と連携し寄り添い支える体制を作ること。
 - ・安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を作ること。
- いじめた側の家庭には、できれば児童の口から話をさせ、並行して学校から連絡(家庭訪問又は来校してもらう)をする。
 - 聞き取った事実関係や背景の他、以下の内容を伝える。
 - ・聞き取った事実に対する保護者の理解や納得が得られたかどうか。
 - ・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力してほしいこと。
 - ・個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して以後の対応を行っていくこと。
- 家庭から家庭への謝罪等については、無理強いにしないように気をつけたい。

- いじめた側の指導が一通り終わった段階で、いじめを受けた側・いじめた側双方の保護者に再度連絡し、今後の指導などを伝えるとともに、保護者の気持ちを十分に汲み取っていく。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ることができるとも伝える。

iv 事後指導

- 関係諸機関への報告と連携を図る。
- いじめられた側についての声かけを怠らない。
- いじめた側についても様子を見ながら愛情を持って観察する。
- いじめられた側の家庭に、定期的に連絡を入れる。(必要に応じていじめた側にも)
- 学級・(学年)・全体における指導も必要に応じて随時行う。特に傍観者への指導は、いじめ防止の観点から重視する。
- 再発防止の観点から、いじめ防止基本方針の内容について再度教職員で確認をするとともに見直しを図る。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥った場合を指す。

- ①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 子どもが自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合など
- ②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

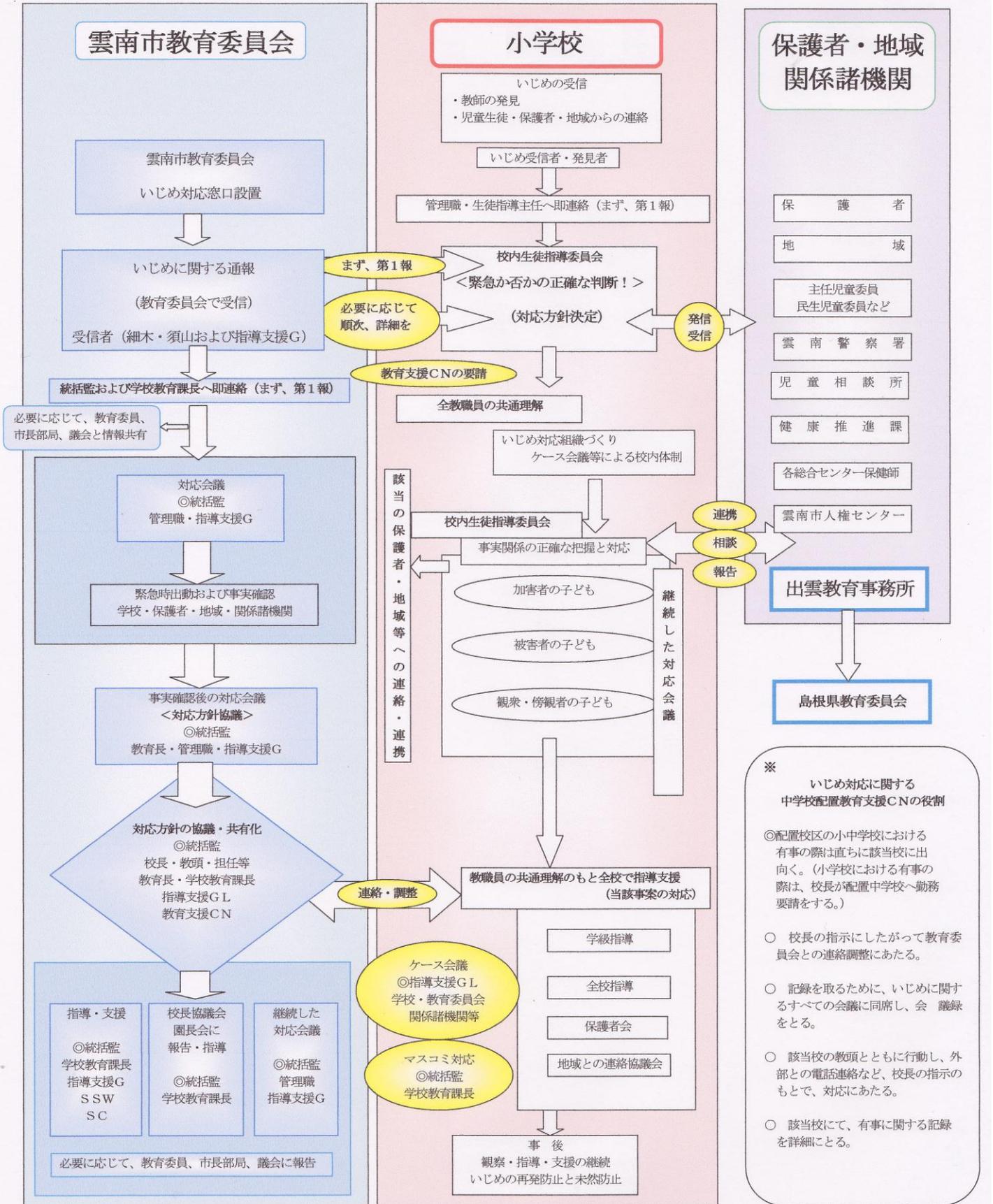
(2) 対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を、教育委員会に設置されている附属機関と協力して実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他

本校いじめ防止基本方針は、学校ホームページ上に掲載することを通して、保護者や地域に取り組みを周知する中で、連携が図れるようにする。

雲南市立大東小学校 いじめの対応基本マニュアル



※
加害者(いじめている子ども) 被害者(いじめられている子ども)
観衆(面白がって見ている子ども) 傍観者(見て見ぬふりをする子ども)